高額介護サービス費のご案内

申請書等の記入内容に不備がある場合は お支払いできない場合があります。 必ずお読みください。

高額介護サービス費とは、介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の負担の上限額が設定されていますが、1ヵ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、申請をすることで上限を超えた額が払い戻される制度です。

対象となる方	令和3年7月まで 負担の上限(月額)	令和3年8月から 負担の上限(月額)
現役並み所得者 課税所得 690 万円以上	44,400円(世帯)	140, 100円(世帯)
現役並み所得者 課税所得 380 万円以上 690 万円未満		93,000円(世帯)
現役並み所得者 課税所得 145 万円以上 380 万円未満		44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市区町村民税を 課税されている方 (現役並所得者以外)	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を 課税されていない方	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金 収入額の合計が年間80万円 以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)	15,000円(個人)

- ※「課税所得」とは、収入から公的年金等控除、必要経費、給与所得控除、基礎控除等の地方税法上の控除金額を差し引いた後の額をいいます。
- ※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」 とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※このような費用は対象となりません

- ○要介護度別の利用限度額を超えた利用者負担分
- ○住宅改修費の利用者負担分
- ○施設を利用した際の居住費、食費、日常生活費など
- ○福祉用具購入費の利用者負担分

申請書の書き方と注意事項

~必ずご準備ください~

- ○高額介護サービス費支給申請書 ○個人番号(マイナンバー)の確認書類
- 〇口座番号のわかるもの (預金通帳など)
- ・この通知が届いた月の翌月から**2年以上**経過した場合は、時効により支給できなくなります。お早めに申請手続きを行ってください。
- 消えるボールペン(フリクションボール)は使用しないでください。
- ・第2連絡先にはご家族の方など、必ず連絡のとれる方の電話番号をご記入ください。
- ・一度手続きをしている方については、自動振込(指定口座)をさせて頂いております(口座変更がある場合は、高額介護(介護予防)サービス費口座変更依頼書の提出が必要です)。

≪お問い合わせ先≫

新居浜市役所(1階) 介護福祉課総務係

電話番号 (0897)65-1241